

長崎県労働基準監督署は県立大学の違法な労働管理の是正を行政指導中……………(その1)

長崎県立大学(公立大学法人)はこれまで、教員の労働管理を多くの大学で行われている裁量労働制(=週 40 時間の勤務時間を教員の自主管理によって振り分ける勤務制度)ではなく時間管理(=タイムレコーダーなどによる労働時間の管理)で行っているとマスコミ等に発言してきましたが、今年 1 日、労働基準監督署(労基署)は長崎県立大学に調査に入り、大学がこれまで賃金台帳などの必要書類を作成しておらず、時間管理による教員の労働管理の実態が無いことを確認するとともに、現状の違法な労働管理を是正するように「是正勧告」を行っていたことが明らかになりました。

来月、2010 年 1 月 15 日を期限として、労働基準監督署はこれまでの大学の違法な労働管理体制を改善するように行政指導をおこなっているとのこと。

長崎県立大学(公立大学法人)が久木野教授を懲戒処分した理由は、「勤務の振り替え届けがなされていないから処分した」、ということでしたが、そもそも長崎県立大学では教員の時間管理をしていない実態すら無かったことが労基署の調べで明らかになったわけです。

この件については今後の動きも追っていききたいと思います